

新潟市葛塚コミュニティセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	地域コミュニティ葛塚連合
評価対象の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

評価項目		評価	新潟市北区地域総務課コメント欄
1	利用時間等	○	A 利用の承認や案内等の接遇態度は良好で、概ね良好な施設サービスの提供を継続している。定期点検や災害時の連絡体制・マニュアルの整備を行い迅速な対応が行えるよう努めている。
2	適正な人員配置	○	
3	設備・備品の貸出	◎	
4	利用者の安全確保	○	
5	案内等の対応と接遇	○	
6	苦情への対応等	○	
7	緊急体制	◎	
8	利用実績	○	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目		評価	新潟市北区地域総務課コメント欄
1	目的にあったサービス提供	○	A 自主事業を実施し、葛塚地区のコミュニティ活動を活性化し、地域住民の連帯感を高めている。場所の案内や利用者からの要望など、移転したことによる対応が増えているが、適切に対応し、市にも情報共有している。利用者数、稼働率等高い水準である。
2	適正な人員配置	○	
3	情報提供・接遇	◎	
4	利用者数等	◎	
5	自主事業配分	○	
6	サービス向上の観点	○	
7	苦情等への対応	○	
8	緊急体制・対応	◎	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目		評価	新潟市北区地域総務課コメント欄
1	建物保守管理等	○	B 令和4年度より新施設へ移転しており、施設状況の点検をこまめに行い、サービス向上に努めている。改善が必要な場合は迅速に市へ報告するなど、利用者が安全かつ快適に過ごせるよう努めている。交通の便が良く、様々な団体が利用しているが、利用者団体・地域との連絡調整を円滑に行いトラブルもなく良好な関係を保っている。
2	個人情報保護	○	
3	備品等の管理	◎	
4	清掃・警備等	○	
5	修繕	○	
6	環境配慮	○	
7	再委託	○	
8	災害等への対応	◎	
9	関係団体、地域との連絡調整	○	
10	管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目		評価	新潟市北区地域総務課コメント欄
1	管理経費等の縮減	○	B コスト削減の意識を持ち、継続的に経費削減に努め管理にあたっている。
2	事業見直し	○	
3	利用者増等	◎	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

葛塚コミュニティセンターは、地域の連帯感を高め、住みよい地域づくりを推進するための活動の中心的施設であり、その管理運営を地域コミュニティ葛塚連合が行っている。コミュニティだよりや館内の掲示板を活用し、施設のPR活動に積極的に取り組むとともに、コミュニティ活動の中心的施設としての運営に努めている。以上により、地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしているため、指定管理者として優良と評価する。

※1 評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準を達成できた。
- × :仕様、サービス水準を達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 北区役所地域総務課 地域・防災グループ 025-387-1165(直通)